

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給のうち、自立支援給付システムで取り扱う受給者を対象とする事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大田区は、介護給付等に係る事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

本業務において取り扱う情報は、利用者の支援を必要とする状況や世帯の収入等の状況など個人のプライバシーに係る情報であることを認識し、本業務を担当する職員のみをシステム操作者として登録し、担当部署によってシステムの操作範囲を限定する等の管理を行い、情報の不正利用(不必要な情報の閲覧、発行等)を防ぐ対策をとっている。

評価実施機関名

大田区長

公表日

令和4年6月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給のうち、自立支援給付システムで取り扱う受給者を対象とする事務
②事務の概要	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給のうち、自立支援給付システムで取り扱う受給者を対象とする事務</p> <p>(1)介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給申請の受理、支給決定、変更申請の受理、変更の決定</p> <p>(2)特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給申請の受理、支給決定</p> <p>(3)地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給申請の受理、支給決定、変更申請の受理、変更の決定</p> <p>(4)計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給申請の受理、支給、支給の取消し</p> <p>(5)高額障害福祉サービス等給付費の支給申請受理、支給</p> <p>(6)障害支援区分の認定、変更の認定</p>
③システムの名称	自立支援給付システム、区民情報系基盤システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
提供情報ファイル 情報参照ファイル 情報提供ファイル 統合宛名番号ファイル 統合宛名情報ファイル 符号管理ファイル 庁内連携ファイル 自立支援給付システムファイル 高額障害福祉サービス等給付費支払関係ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条(利用範囲)第1項 及び別表第一の84の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第60条第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第6項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p><情報参照ができる根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号 及び別表第二の108の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の別表第二108項関係: 第55条第1号、第2号(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給関係) <p><情報提供ができる根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号 及び別表第二において第4欄(特定個人情報)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報(障害者自立支援給付関係情報)」が含まれる項(8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の別表第二8項関係: 第7条(児童福祉法関係) 別表第二11項関係: 第10条(児童福祉法関係) 別表第二16項関係: 第12条(児童福祉法関係) 別表第二20項関係: 第14条(身体障害者福祉法関係) 別表第二26項関係: 第19条(生活保護法関係) 別表第二53項関係: 第27条(知的障害者福祉法関係) 別表第二56の2項関係: 第30条(災害対策基本法関係) 別表第二57項関係: 第31条(児童扶養手当法関係) 別表第二87項関係: 第44条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等関係) 別表第二108項関係: 第55条(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付の支給の申請に係る事実の審査に関する事務関係) 別表第二116項関係: 第59条の2(子ども・子育て支援法関係)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部障害福祉課
②所属長の役職名	障害福祉サービス推進担当課長

6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	事務の概要(1)～(4)について 大森地域福祉課 〒143-0015 大田区大森西1-12-1 03-5764-0654 調布地域福祉課 〒145-0067 大田区雪谷大塚町4-6 03-3726-4140 蒲田地域福祉課 〒144-0053 大田区蒲田本町2-1-1 03-5713-1505 糞谷・羽田地域福祉課 〒144-0033 大田区東糞谷1-21-15 03-3741-6646 ※担当課は利用者の住所地による。 事務の概要(5)(6)について 福祉部障害福祉課 〒144-8621 大田区蒲田5-13-14 03-5744-1591
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉部障害福祉課 〒144-8621 大田区蒲田5-13-14 03-5744-1591

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月16日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(4) 計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給申請の受理、支給	(4) 計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給申請の受理、支給、支給の取消し	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(別表第一主務省令の一部改正に伴う追記)
平成28年6月16日	I 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条(利用範囲)第1項及び別表第一の84の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第60条第1項、第2項、第3項 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給事務関係)	・番号法第9条(利用範囲)第1項及び別表第一の84の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第60条第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第6項 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給事務関係)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(別表第一主務省令の一部改正に伴う追記)
平成28年6月16日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークによる 情報連携 ②法令上の根拠	<情報提供ができる根拠法令> ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号及び別表第二において第4欄(特定個人情報)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報」が含まれる項(16、26、56の2、57、87、116の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の別表第二16項関係:第12条(児童福祉法関係)別表第二26項関係:第19条(生活保護法関係)別表第二56の2項関係:第30条(災害対策基本法関係)別表第二57項関係:第31条(児童扶養手当法関係)別表第二87項関係:第44条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等関係)別表第二116項関係:条項未制定(子ども・子育て支援法関係)	<情報提供ができる根拠法令> ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号及び別表第二において第4欄(特定個人情報)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報(障害者自立支援給付関係情報)」が含まれる項(8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の別表第二8項関係:第7条(児童福祉法関係)別表第二11項関係:第10条(児童福祉法関係)別表第二16項関係:第12条(児童福祉法関係)別表第二20項関係:第14条(身体障害者福祉法関係)別表第二26項関係:第19条(生活保護法関係)別表第二53項関係:第27条(知的障害者福祉法関係)別表第二56の2項関係:第30条(災害対策基本法関係)別表第二57項関係:第31条(児童扶養手当法関係)別表第二87項関係:第44条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等関係)別表第二108項関係:第55条(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付の支給の申請に係る事実の審査に関する事務関係)別表第二116項関係:条項未制定(子ども・子育て支援法関係)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(別表第二主務省令の一部改正に伴う追記)
平成28年6月16日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当 部署 ②所属長	課長 長谷川 正	課長 酒井 敏彦	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(人事異動に伴う所属長名の変更)
平成29年7月28日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	<情報参照ができる根拠法令> ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号及び別表第二の108の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の別表第二108項関係:第55条第1項、第2項(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給関係)	<情報参照ができる根拠法令> ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号及び別表第二の108の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の別表第二108項関係:第55条第1号、第2号(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給関係)	事後	表記修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月28日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークによる 情報連携 ②法令上の根拠	<情報提供ができる根拠法令> ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限) 第7号 及び別表第二において第4欄(特定個人 情報)に「障害者の日常生活及び社会生活を総 的に支援するための法律による自立支援給 付の支給に関する情報(障害者自立支援給付 関係情報)」が含まれる項(8、11、16、20、26、 53、56の2、57、87、108、116の項) ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令で定める事務及び情報を定める命令の 別表第二8項関係:第7条(児童福祉法関係) 別表第二11項関係:第10条(児童福祉法関係) 別表第二16項関係:第12条(児童福祉法関係) 別表第二20項関係:第14条(身体障害者福祉 法関係) 別表第二26項関係:第19条(生活保護法関係) 別表第二53項関係:第27条(知的障害者福祉 法関係) 別表第二56の2項関係:第30条(災害対策基本 法関係) 別表第二57項関係:第31条(児童扶養手当法 関係) 別表第二87項関係:第44条(中国残留邦人等 の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国 残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関 する法律等関係) 別表第二108項関係:第55条(障害者の日常生 活及び社会生活を総合的に支援するための法 律第6条の自立支援給付の支給の申請に係る 事実の審査に関する事務関係) 別表第二116項関係:条項未制定(子ども・子育 て支援法関係)	<情報提供ができる根拠法令> ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限) 第7号 及び別表第二において第4欄(特定個人 情報)に「障害者の日常生活及び社会生活を総 的に支援するための法律による自立支援給 付の支給に関する情報(障害者自立支援給付 関係情報)」が含まれる項(8、11、16、20、26、 53、56の2、57、87、108、116の項) ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令で定める事務及び情報を定める命令の 別表第二8項関係:第7条(児童福祉法関係) 別表第二11項関係:第10条(児童福祉法関係) 別表第二16項関係:第12条(児童福祉法関係) 別表第二20項関係:第14条(身体障害者福祉 法関係) 別表第二26項関係:第19条(生活保護法関係) 別表第二53項関係:第27条(知的障害者福祉 法関係) 別表第二56の2項関係:第30条(災害対策基本 法関係) 別表第二57項関係:第31条(児童扶養手当法 関係) 別表第二87項関係:第44条(中国残留邦人等 の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国 残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関 する法律等関係) 別表第二108項関係:第55条(障害者の日常生 活及び社会生活を総合的に支援するための法 律第6条の自立支援給付の支給の申請に係る 事実の審査に関する事務関係) 別表第二116項関係:第59条の2(子ども・子育 て支援法関係)	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付け られない(別表第二主務省令の 一部改正に伴う追記)
令和1年6月21日	I 関連情報 5 評価実施 機関における担当部署 ②所 属長 → ②所属長の役職名 項目内容変更	課長	障害福祉課長	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない(評価書様式変更の ため)。
令和1年6月21日	II しいき値判断項目 1.対象 人数 いつ時点での計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない。
令和1年6月21日	II しいき値判断項目 1.取扱 者数 いつ時点での計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない。
令和1年6月21日	IV リスク対策の追加	なし	項目の追加	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない(評価書様式変更の ため)。
令和2年6月30日	I 関連情報 5 評価実施 機関における担当部署 ②所 属長の役職名 変更	障害福祉課長	障害福祉サービス推進担当課長	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない(所属長の役職名 の変更)。
令和2年6月30日	II しいき値判断項目 1.対象 人数 いつ時点での計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない(しいき値再判定の 実施)。
令和2年6月30日	II しいき値判断項目 1.取扱 者数 いつ時点での計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない(しいき値再判定の 実施)。
令和4年6月30日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠 <情報参照ができる根拠法令>	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限) 第7号	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限) 第8号	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない(番号利用法改正に 伴う修正)。
令和4年6月30日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠 <情報提供ができる根拠法令>	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限) 第7号	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限) 第8号	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない(番号利用法改正に 伴う修正)。
令和4年6月30日	II しいき値判断項目 1.対象人数 いつ時点での計 数か	令和2年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない(しいき値再判定の 実施)。
令和4年6月30日	II しいき値判断項目 1.取扱者数 いつ時点での計 数か	令和2年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない(しいき値再判定の 実施)。